

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長、佐倉市議会議長より通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 令和4年2月21日

措置結果告示日 令和4年4月21日

佐倉市監査委員 滝田 理

佐倉市監査委員 瀬田 和俊

佐倉市監査委員 石渡 康郎

令和3年度定期監査及び行政監査（第2回）

監査対象部署

[予備監査及び監査委員監査]

企画政策部（秘書課、企画政策課、地域創生課、広報課）、財政部（財政課、市民税課、資産税課、債権管理課、契約検査課）、土木部（土木管理課、道路維持課、道路建設課、治水課）、危機管理部（危機管理課）、会計課、上下水道部（経営企画課、水道課、下水道課）、議会事務局

[書面審査]

総務部（行政管理課、人事課、情報システム課）、資産経営部（資産経営課、施設保全課）、監査委員事務局、教育部（教育総務課、学務課、指導課、社会教育課、文化課、教育センター、中央公民館、和田公民館、弥富公民館、根郷公民館、志津公民館、佐倉図書館、志津図書館（分館含む）、佐倉南図書館、美術館）

[実地検査]

千代田小学校、上志津小学校、下志津小学校、西志津小学校、染井野小学校、佐倉中学校、西志津中学校

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>1 指摘事項</p> <p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 事業の執行伺いの記載について（地域創生課、資産税課、土木管理課、道路維持課、治水課、危機管理課、経営企画課、水道課、下水道課）</p> <p>執行伺いについては、佐倉市契約事務要綱（令和3年4月1日改正）第3条（改正前同要綱第4条）により（上下水道部においては、これらの規定の例により）、事業を執行するときは、執行伺いの起案に事業名、事業場所等</p>	<p>1 指摘事項</p> <p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 事業の執行伺いの記載について（地域創生課）</p> <p>佐倉市契約事務要綱を遵守し、遺漏なきよう、契約文書と十分に照合しながら、適正な事業名称や事業場所等を執行伺いに明記するように努めます。</p> <p>（資産税課）</p> <p>事業の執行伺いへの必要事項の明記につい</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>必要事項を明記しなければならないことが規定されている。</p> <p>しかし、必要事項が明記されていない執行伺いが65件（地域創生課3件、資産税課4件、土木管理課32件、道路維持課3件、治水課8件、危機管理課3件、経営企画課2件、水道課8件、下水道課2件）認められた。</p> <p>今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。</p>	<p>ては、佐倉市契約事務要綱の内容を全職員に周知徹底するとともに、起案審査における必要事項記載の確認を強化し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>（土木管理課、道路維持課、治水課）</p> <p>佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、チェック機能の一層の強化を図り、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>（危機管理課）</p> <p>佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務処理を行ってまいります。</p> <p>（経営企画課、水道課、下水道課）</p> <p>佐倉市財務規則等、関連法令を遵守するとともに、適正な契約事務に努めてまいります。</p>
<p>イ 随意契約該当理由について（道路維持課、水道課）</p> <p>随意契約執行の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが1件（道路維持課）、地方公営企業法施行令第21条の14第1項に記載されている理由の選択誤りが1件（水道課）認められた。</p> <p>今後は、チェック機能を強化の上、適正な契約事務を確保されたい。</p>	<p>イ 随意契約該当理由について（道路維持課）</p> <p>佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、チェック機能の一層の強化を図り、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>（水道課）</p> <p>佐倉市財務規則等、関連法令を遵守するとともに、適正な契約事務に努めてまいります。</p>
<p>ウ 予定価格書について（地域創生課、債権管理課、危機管理課、下水道課）</p> <p>随意契約においては、佐倉市財務規則第143条各号のいずれかに該当する契約を除き、同規則第128条第1項により（上下水道部においては、同項の例により）、予定価格を定めることが規定されている。また、同規</p>	<p>ウ 予定価格書について（地域創生課）</p> <p>佐倉市財務規則に準じた予定価格の決定方法を精査するよう努めるとともに、予定価格書を適切に作成致します。</p> <p>（債権管理課）</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>則第130条により(上下水道部においては、同条の例により)、予定価格書を作成することが規定されている。</p> <p>しかし、予定価格書の作成がされていないものが2件(地域創生課)認められた。</p> <p>また、予定価格書に見積書比較価格の記載のないものが1件(危機管理課)、見積書比較価格の記載誤りが1件(下水道課)認められた。</p> <p>さらに、単価契約において、予定価格書に単価の記載のないものが1件(債権管理課)認められた。</p> <p>今後は、佐倉市財務規則を遵守するとともに、チェック機能を強化の上、適正な契約事務を確保されたい。</p>	<p>予定価格書の作成については、佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、「随意契約チェックリスト」を活用し、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>(危機管理課)</p> <p>佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務処理を行ってまいります。</p> <p>(下水道課)</p> <p>佐倉市財務規則等、関連法令を遵守するとともに、適正な契約事務に努めてまいります。</p>
<p>エ 見積書について(秘書課、企画政策課、地域創生課、広報課、市民税課、資産税課、契約検査課、土木管理課、危機管理課、会計課、経営企画課、水道課、下水道課、議会事務局)</p> <p>随意契約においては、佐倉市契約事務要綱(令和3年4月1日改正)第26条第1項により(上下水道部においては、同項の例により)、見積書には、見積金額、自己の名称又は商号、事業名称、事業場所及び見積徴取日を明記しなければならないことが規定されている。</p> <p>しかし、見積書に宛名が明記されていないものが8件(地域創生課1件、契約検査課1件、危機管理課1件、経営企画課1件、下水道課4件)、事業名称が明記されていないものが2件(地域創生課)、事業場所が明記されていないものが38件(秘書課1件、企画政策課1件、地域創生課2件、広報課2件、市民税課2件、資産税課10件、契約検査課1件、</p>	<p>エ 見積書について</p> <p>(秘書課、企画政策課、地域創生課、広報課)</p> <p>随意契約事務に関しましては、「随意契約チェックリスト」を活用し、必要事項の確認を徹底するとともに、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>(市民税課、資産税課、契約検査課)</p> <p>随意契約の実施につきましては、佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、「随意契約チェックリスト」を活用し、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>(土木管理課)</p> <p>佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、チェック機能の一層の強化を図り、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>(危機管理課)</p> <p>佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>土木管理課 3 件、危機管理課 6 件、会計課 1 件、経営企画課 1 件、水道課 1 件、下水道課 5 件、議会事務局 2 件) 認められた。(一部の見積書に複数指摘あり)</p> <p>今後は佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。</p>	<p>事務処理を行ってまいります。</p> <p>(会計課) 佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を徹底するとともに、起案審査における必要事項記載の確認を強化し、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>(経営企画課、水道課、下水道課) 佐倉市財務規則等、関連法令を遵守するとともに、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>(議会事務局) 見積書の徴取に際しては、佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、起案審査における必要事項記載の確認を徹底し、適正な契約事務の確保に努めてまいります。</p>
<p>オ 見積書を入れる封筒について (契約検査課、土木管理課、道路維持課、治水課、危機管理課、下水道課)</p> <p>随意契約においては、佐倉市契約事務要綱 (令和 3 年 4 月 1 日改正) 第 26 条第 1 項により (上下水道部においては、同項の例により)、見積書を、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、見積徴取日及び見積書在中の旨を明記した封筒に入れて封印しなければならないことが規定されている。</p> <p>しかし、封筒に宛名が明記されていないものが 10 件 (道路維持課 1 件、治水課 2 件、下水道課 7 件)、事業名称が明記されていないものが 2 件 (治水課)、見積徴取日が明記されていないものが 3 件 (土木管理課 2 件、危機管理課 1 件)、見積書在中が明記されていないものが 4 件 (契約検査課 1 件、下水道課 3 件) 認められた。</p>	<p>オ 見積書を入れる封筒について (契約検査課) 随意契約の実施につきましては、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>(土木管理課、道路維持課、治水課) 佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、チェック機能の一層の強化を図り、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>(危機管理課) 佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務処理を行ってまいります。</p> <p>(下水道課) 佐倉市財務規則等、関連法令を遵守するとともに、適正な契約事務に努めてまいります。</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>また、封筒に封印がないものが1件（治水課）、封印が代表者印でないものが1件（治水課）認められた。（一部の封筒に複数指摘あり）</p> <p>今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。</p>	
<p>カ 契約関係事務の専決区分について（地域創生課、契約検査課、道路維持課）</p> <p>契約関係事務については、佐倉市財務規則第3条別表第3その1において、専決事項及び金額により専決区分が規定されている。</p> <p>しかし、執行伺い及び随意契約の締結について、専決区分誤りが1件（地域創生課）認められた。</p> <p>また、変更契約協議及び変更契約の締結について、契約検査課長合議の専決区分誤りが1件（道路維持課）認められた。</p> <p>今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>カ 契約関係事務の専決区分について（地域創生課）</p> <p>佐倉市財務規則を十分に確認し、予定価格の金額に応じた専決区分において執行伺い及び契約締結を行うものとします。</p> <p>（契約検査課）</p> <p>変更契約に係る専決区分につきましては、誤りのないよう、庁内周知を図ってまいります。</p> <p>（道路維持課）</p> <p>佐倉市財務規則を遵守するとともに、起案時の審査を徹底し、適正な契約事務の遂行に努めてまいります。</p>
<p>キ 調査職員体制の専決区分について（下水道課）</p> <p>調査職員について、佐倉市財務規則第3条別表第3その2及び佐倉市委託業務調査事務指針第4条により（上下水道部においては、これらの規定の例により）、調査職員の任命は、担当部長が専決することが規定されている。</p> <p>しかし、調査職員の任命について、専決区分誤りが2件認められた。</p> <p>今後は、関係法令を遵守し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>キ 調査職員体制の専決区分について（下水道課）</p> <p>佐倉市財務規則等、関連法令を遵守するとともに、適正な契約事務に努めてまいります。</p>
<p>ク 随意契約関係書類について（資産税課、</p>	<p>ク 随意契約関係書類について</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>道路建設課、経営企画課、下水道課、議会事務局)</p> <p>随意契約事務については、各担当課の責任において、適正に事務を執行する必要がある。</p> <p>随意契約における事務手続きについては、契約検査課により「随意契約チェックリスト」が作成されており、随意契約の事前準備から契約締結までに行う事務の進捗確認や誤り防止に活用されている。</p> <p>随意契約の事務手続きについて、見積合せ日と見積書の日付が一致しておらず、さらに見積合せ日が会計年度前の日付となっているものが1件（議会事務局）認められた。</p> <p>また、見積合せ経過調書の見積結果等の記載誤りが2件（下水道課）、申出書の日付記載漏れが1件（道路建設課）認められた。</p> <p>その他の随意契約関係書類の誤りとして、契約書の記載誤りが1件（経営企画課）、請書の記載誤りが1件（資産税課）認められた。</p> <p>今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。</p>	<p>(資産税課)</p> <p>随意契約事務につきましては、書類作成、及び審査・決裁の際に「随意契約チェックリスト」を活用し、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>(道路建設課)</p> <p>契約検査課作成の「随意契約チェックリスト」の全項目について確認を徹底し、再発防止に努め適正な契約事務を確保してまいります。</p> <p>(経営企画課、下水道課)</p> <p>佐倉市財務規則等、関連法令を遵守するとともに、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>(議会事務局)</p> <p>随意契約の事務手続きについては、「随意契約チェックリスト」を活用し、複数人による確認を徹底することで、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務の確保に努めてまいります。</p>
<p>(2) 前渡資金について（債権管理課）</p> <p>佐倉市財務規則第73条により、資金前渡職員は、交付された前渡資金をその支払が終わるまでの間、銀行その他確実な金融機関に預金して保管しなければならないと規定されている。</p> <p>また、同規則第75条により、同職員は、前渡資金出納簿を備え、その取扱いに係る収支を記載しなければならないことが規定されている。</p> <p>しかし、前渡資金通帳に、前渡資金以外（歳入還付）の出入金の記入が認められた。（債権管理課）</p>	<p>(2) 前渡資金について（債権管理課）</p> <p>前渡資金の取扱いについては、佐倉市財務規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。</p> <p>(3) 文書の収受について(秘書課、道路維持課、危機管理課)</p> <p>佐倉市文書管理規程第12条では、同条第3号に規定する刊行物、ポスター等を除き、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の余白に文書収受印を押印するものと規定されている。</p> <p>補助金等交付関係書類8件(道路維持課7件、危機管理課1件)、その他文書2件(秘書課)について、文書収受印の押印がなかった。</p> <p>今後は、佐倉市文書管理規程に基づく適正な文書の取扱いに努められたい。</p> <p>(4) 職員服務規程の遵守について(企画政策課、広報課、債権管理課、契約検査課、土木管理課、道路維持課、道路建設課、治水課、危機管理課、会計課、経営企画課、水道課、下水道課)</p> <p>佐倉市職員服務規程第21条第1項により(上下水道部においては、同項の例により)、職員に対する出張命令は、出張命令書により行わなければならないと規定されている。</p> <p>しかし、事務連絡等による出張において、出張命令書により行われていないものが認められた。</p> <p>今後は、関係例規の遵守に努め、出張における服務規律の徹底を図られたい。</p>	<p>(3) 文書の収受について(秘書課)</p> <p>文書の収受に関しましては、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いに努めてまいります。</p> <p>(道路維持課)</p> <p>文書収受印の押印については、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いに努めてまいります。</p> <p>(危機管理課)</p> <p>佐倉市文書管理規程に基づく適正な文書の取扱いに努めてまいります。</p> <p>(4) 職員服務規程の遵守について(企画政策課、広報課)</p> <p>職員の出張に関しましては、佐倉市職員服務規程を遵守し、出張における服務規律の徹底に努めてまいります。</p> <p>(債権管理課、契約検査課)</p> <p>佐倉市職員服務規程を遵守し、出張における服務規律の徹底に努めてまいります。</p> <p>(土木管理課、道路維持課、道路建設課、治水課)</p> <p>職員に対する出張命令については、佐倉市職員服務規程に基づく出張命令書により行い、出張における服務規律の徹底に努めてまいります。</p> <p>(危機管理課)</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>2 意見</p> <p>(1) 現金収納事務について（財政課、会計課）</p> <p>佐倉市財務規則第36条により、直接収納した現金等は、その経理を明らかにするとともに、納付書により即日又はやむを得ない場合は翌営業日中に指定金融機関等に払い込まなければならないことが規定されている。</p> <p>現金の収納を扱う所属の一部では、収納した現金等が翌営業日中に払い込まれていなかった。一方その理由として、少額の収納であり、随時の払い込みに対応する人員確保のコストに見合わないなど、それなりの事情がある例も見受けられた。</p> <p>直接収納した現金等の扱いについては、合理的かつ効果的に行われるように事務・規則等それぞれに見直す余地があるか検討を進め、齟齬の生ずることのないように対処されたい。</p> <p>(2) 契約関係事務の専決区分について（契約検査課）</p> <p>契約関係事務の専決区分については周知徹底を図るとともに、特に単価契約や変更契約</p>	<p>関係例規の遵守に努め、出張における服務規律の徹底を図ってまいります。</p> <p>(会計課)</p> <p>職員の出張命令につきまして、佐倉市職員服務規程を遵守し、出張における服務規律の徹底を図ってまいります。</p> <p>(経営企画課、水道課、下水道課)</p> <p>関係例規の遵守に努め、出張における服務規律の徹底に努めてまいります。</p> <p>2 意見</p> <p>(1) 現金収納事務について（財政課）</p> <p>直接収納した現金等の扱いについては、合理的かつ効果的に行われるよう、佐倉市財務規則の改正を進めてまいります。</p> <p>(会計課)</p> <p>直接収納した現金等の扱いについて、合理的かつ効果的に行われるように、事務及び佐倉市財務規則の見直しを財政課と検討してまいります。</p> <p>(2) 契約関係事務の専決区分について（契約検査課）</p> <p>契約関係事務の専決区分につきましては、庁内イントラネット等を活用し、周知徹底を</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
の場合については留意するよう、関係各所に伝達されたい。	図ってまいります。